

下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、控訴人は悪意の受益者であるから、過払金に対する法定利息(以下「過払利息」という。)が発生していると主張して、不当利得の規定に基づいて、控訴人に対し、72万6219円及びうち70万8348円に対する平成26年5月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求める事案である。

原判決は、被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提事実

(1) 控訴人は、貸金業法による登録を受けた貸金業者である。

(2)ア 被控訴人は、控訴人との間で、継続的に金員の借入れとその弁済が繰り返される金銭消費貸借に係る基本契約(以下「本件契約1」という。)を締結し、これに基づいて、平成15年4月18日から同年11月10日までの間、別紙計算書の「年月日」欄記載の日のうち、「借入金額」欄に金額の記載のある各日に同欄記載の各金員を借り入れ、「弁済額」欄に金額の記載のある各日に同欄記載の各金員を支払った(以下、これらの借入れ及び弁済を併せて「本件取引1」という。)

被控訴人は、控訴人との間で、継続的に金員の借入れとその弁済が繰り返される金銭消費貸借に係る基本契約(以下「本件契約2」といい、本件契約1と併せて「本件各契約」という。)を締結し、これに基づいて、平成15年11月10日から平成26年3月25日までの間、別紙計算書の「年月日」欄記載の日のうち、「借入金額」欄に金額の記載のある各日に同欄記載の各金額の金員を借り入れ、「弁済額」欄に金額の記載のある各日に同欄記載の各金額の金員を支払った(以下、これらの借入れ及び弁済を併せて「本件取引2」といい、本件取引1と併せて「本件各取引」という。)

イ 被控訴人の弁済は、貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、本件各契約に基づく借入金の全体に対して行われるものであった。

本件各契約においては、被控訴人が本件各契約に基づく債務の履行を怠ったときは、被控訴人は控訴人からの通知催告がなくとも控訴人に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失する旨の特約、及び、そのときは、利息制限法所定の制限利率を超える割合による遅延損害金を支払う旨の特約（以下、これらの特約を併せて「本件各特約」という。）がそれぞれ付されていた。

（上記ア及びイにつき、甲1ないし3、乙2、4）

- (3) 本件各契約において定められた利息の利率は、いずれも利息制限法1条1項所定の制限利率を超えるものであった。（甲1、3、乙2、4）
- (4) 被控訴人は、本件契約1に基づいて支払うべき借入金の元金の一部及び利息制限法所定の制限利率による利息（以下「元金等」という。）について、平成15年9月29日までに、本件契約2に基づいて支払うべき元金等について、平成16年3月1日までに、それぞれ支払うべき義務を負っていたところ、いずれもその支払を怠った。（甲1ないし3、乙2、4）
- (5) 控訴人は、原審第2回口頭弁論期日において、被控訴人に対し、本件取引1について発生した被控訴人の控訴人に対する不当利得返還請求権について消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

3 争点

本件の争点は、控訴人は民法704条の悪意の受益者であるか否か（争点1）、返還すべき利益の範囲（争点2）、本件各取引を一連計算することの可否（争点3）、本件各特約に基づく期限の利益の喪失後は遅延損害金の発生を前提として引直し計算を行うべきであるか否か（争点4）の4点である。

4 当事者の主張

(1) 争点1 (控訴人は民法704条の悪意の受益者であるか否か)

(被控訴人の主張)

ア 控訴人は、本件各取引の開始当初から、本件各取引の約定利率が利息制限法所定の制限利率を超過していることを知っていたのであるから、民法704条にいう「悪意の受益者」に当たる。

イ 控訴人は、貸金業の規制等に関する法律(平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「旧貸金業法」といい、改正の前後を通じて「貸金業法」という。)43条1項のみなし弁済の規定の適用について、個々の取引の際に貸金業法17条所定の書面(以下「17条書面」という。)及び18条所定の書面(以下「18条書面」という。)を交付していたと主張するが、旧貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があることは争う。

(控訴人の主張)

ア 控訴人は、17条書面及び18条書面を交付しており、最高裁判所平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁の言渡し後、速やかに期限の利益喪失に関する定めを含む書面記載事項を変更し、誤った認識に基づく弁済が生じないように全ての顧客に対して都度交付する17条書面及び18条書面にも同様に付記した上で交付した。

イ 控訴人は、借主が弁済期日に弁済を怠った場合や、弁済期日に支払ったものの約定の弁済額に不足した場合であっても、直ちに一括弁済を請求するといった扱いはしておらず、顧客ごとの事情に応じて誠実に対応してきたものであり、上記最高裁判決にいう制限超過部分の支払を事実上強制するような状態は生じていなかった。

ウ また、上記最高裁判決の言渡し後については、顧客が上記最高裁判決を認識した上、制限超過部分を支払う可能性もあり得ることから、個々の顧客の認識は別として、少なくとも控訴人としては、顧客が期限の利益喪失

特約の存在により事実上強制されて制限超過部分を支払ったものではないと認識していた。

エ さらに、控訴人は、元金定額返済方式を採用しているため、債務者は、控訴人に交付された17条書面の残債務額の記載によって、最低限支払うべき元金弁済額どおり弁済を続けると弁済回数及び期間がどのくらいになるのかを計算することができるのであるから、自己の債務を明確に認識し、弁済計画の参考とすることができる。そのため、控訴人は、自らの交付する17条書面には確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載があり、最高裁判所平成17年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁にいう貸金業法17条の趣旨に沿うみなし弁済の成立を認めるための交付書面の法定記載要件を満たすと解していた。

オ 控訴人は、旧貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったから、控訴人は民法704条の悪意の受益者に当たらない。

(2) 争点2 (返還すべき利益の範囲)

(控訴人の主張)

控訴人は善意の受益者であるから、返還すべき範囲は民法703条により現に利益の存する限りにとどまる。したがって、控訴人が返還すべき過払金は、法人税として納付した限度において現存しないというべきであり、実際に残存しているのは過払元金の55%に相当する額である。

(被控訴人の主張)

争う。

(3) 争点3 (本件各取引を一連計算することの可否)

(被控訴人の主張)

本件各契約は、いずれもリボルビング方式による金銭消費貸借契約に係る

基本契約であり、無担保のものであるか、不動産に担保権を設定した上でのものであるかの違いがあるにすぎない。本件契約2の契約書は、「従前の貸付の債務」欄において、本件取引1の残元金が含まれるとし、本件取引2が本件取引1と連続した取引であることを明示している。また、貸金取引の当事者は、複数の権利関係が発生する事態が生ずることを望まないのが通常であるから、本件取引1について発生した過払金及び過払利息を本件契約2に基づく借入金債務に充当する合意があったとして、一連計算するべきである。

(控訴人の主張)

本件取引1と本件取引2とはそれぞれ異なる基本契約に基づく取引であって、本件取引1について発生した過払金及び過払利息を本件契約2に基づく借入金債務に充当する理由はない。また、被控訴人が新たに基本契約の申込みを行って借入れを受けていることからすると、本件取引1に係る基本契約は終了したと考えるべきである。

控訴人は、本件契約2を締結する際、新たに契約審査を行った上で、異なる契約番号を付した基本契約を締結しており、その内容においても、利率、借入限度、担保の有無の点で本件各契約は異なるのであるから、事実上1個の連続した取引であるということとはできず、本件取引1により発生した過払金を本件契約2に基づく新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するとはいえない。

そうすると、被控訴人の控訴人に対する本件取引1により発生した過払金債権及び過払利息債権は、本件取引1の最終取引日である平成15年11月10日から10年以上が経過し、被控訴人が第2回口頭弁論期日において控訴人に対してした消滅時効の援用により消滅したというべきである。

(4) 争点4 (本件各特約に基づく期限の利益の喪失後は遅延損害金の発生を前提として引直し計算を行うべきであるか否か)

(控訴人の主張)

ア 本件各契約には、被控訴人が本件各契約に基づく債務の弁済を怠った場合、期限の利益を喪失する旨の本件各特約が付されていたところ、被控訴人は、本件取引1について平成15年9月29日、本件取引2について平成16年3月1日の各弁済期日に弁済を怠り、期限の利益を喪失した。したがって、各日の経過後、残元金について発生したのは、利息ではなく遅延損害金であるから、これを前提として引直し計算をすべきである。

イ 控訴人が上記アの主張を行うことは信義則に反し、または、被控訴人は期限の利益の再度付与を受けたという被控訴人の主張は、控訴人が被控訴人に対して一括弁済を請求せず、債権者が債務者の弁済能力や信用状況等に鑑みて、その弁済可能な範囲での分割の弁済を受領することには合理性があり、また、被控訴人が期限の利益の喪失について誤信していたとは到底考えられないから、理由がない。

(被控訴人の主張)

ア 期限の利益を喪失した旨の主張は争う。

イ 仮に被控訴人が期限の利益を喪失していたとしても、被控訴人は、本件各取引において2回を除いて弁済期日に遅れることなく弁済しており、遅れることがあっても1日しか遅れておらず、控訴人は、期限の利益を喪失した後も期限の利益を再付与したことを前提とした計算により算出される残高を前提として本件各取引を継続してきたのであるから、控訴人が期限の利益を再度付与したものであるか、これを覆し、本訴に至って控訴人の期限の利益が喪失したと主張することは信義則に反し許されない。

ウ したがって、本件各取引について、遅延損害金が発生したことを前提とした引直し計算をすべきではない。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1 (控訴人は民法704条の悪意の受益者であるか否か) について
貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領に

つき、旧貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるという認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるというべきである（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

本件において、控訴人は、本件取引に係る17条書面及び18条書面の提出など旧貸金業法43条1項の適用要件の充足に関する具体的な立証をしないから、同項の適用は認めることができないところ、仮に控訴人において同項の適用があるという認識を有していたとしても、控訴人が上記立証をしない以上、充足しない適用要件との関係で上記特段の事情が認められるか否かにつき判断することはできないのであって、控訴人が上記認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情を認めることはできないものというべきである。控訴人は、民法704条の「悪意の受益者」とであると認めることができる。

2 争点2（返還すべき利益の範囲）について

控訴人は、悪意の受益者であることは上記1のとおりであるから、民法703条の「その利益の存する限度において」ではなく、民法704条の「その受けた利益に利息を付して」返還しなければならない。争点2に係る控訴人の主張は前提を欠くものである。

3 争点3（本件各取引を一連計算することの可否）について

- (1) 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本

契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されない（最高裁判所平成19年2月13日第三小法廷判決・民集61巻1号182頁参照）が、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮すると、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるときには、上記合意が存在し、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務に充当されるものというべきである（最高裁判所平成20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁参照）。

- (2) 前提事実(2)及び(3)、証拠（甲1ないし3、乙2ないし5）及び弁論の全趣旨によれば、① 本件契約1に基づく貸付け及び弁済（本件取引1）は約半年間にわたり反復継続して行われたこと、② 被控訴人が本件取引1における最終の弁済を行ったのと同じ日に、本件契約2に基づく貸付けが行われたこと、③ 控訴人及び被控訴人は、本件取引1の開始時における「金銭消費貸借基本契約書兼告知書」（以下「本件契約1契約書」という。）には、契約番号の欄に「0280-0064573-001-001」という記載があり、「解約により、本日この証書の正本の返還を受け受領しました。」との不

動文字の右側に日付及び被控訴人の氏名が自署されていること、④ 本件取引2に先立つ平成15年10月9日、被控訴人は、被控訴人に対し「不動産担保ローン申込書」を交付したところ、同書面中「資金使途」の欄に「まとめ」との記載があること、⑤ 本件取引2の開始時における「金銭消費貸借基本契約証書」（以下「本件契約2契約書」という。）には、「従前の貸付の債務」の欄に「本契約証書には、契約番号（280-64573-001-001）の残元金（177,403）円也、及び利息・遅延損害金（一）円也が含まれています。」との記載があること、⑥ 本件取引2の開始時において、控訴人及び被控訴人は、本件契約2に基づく借入金返還債務を担保するため、被控訴人所有の土地に根抵当権を設定するという合意をしたことが認められる。

(3) 上記事実を前提に検討するに、本件取引1の終了時において、新たに基本契約（本件契約2）が締結され、本件取引2に係る債務が発生しているところ、本件取引1に係る貸付及び弁済が約半年間という短期間しか行われていないけれども（上記(2)①）、本件契約2に基づく最初の貸付が本件取引1の最終の弁済と同じ日に行われたこと（上記(2)②）、本件契約2は「まとめ」を目的として締結されたものであること（上記(2)④）、本件取引1の債務は本件取引2に係る基本契約に含まれることが明記されていること（上記(2)③⑤）からすれば、本件契約1に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、本件取引1と本件取引2とが事実上1個の連続した貸付取引と評価することができるのであって、本件取引1により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在し、本件取引1に係る過払金は、本件取引2に係る債務に充当される。

控訴人は、上記認定事実のほか、本件契約2が、新たな契約審査のもと、本件契約1とは異なる条件で締結されたこと、控訴人及び被控訴人が本件契約1契約書の原本を返却したことに照らせば、上記の合意が存在するとはい

えない旨を主張するところ、証拠（甲1、3、乙2、4）によれば、確かに、控訴人及び被控訴人が、利息の利率を年28.835%から年18.2%に、借入限度額を20万円から430万円に変更し、本件契約1契約書の原本が返却されたことが認められるが、それは担保権の設定に伴って、契約条件を異にし、従前の契約書を返却したにすぎず、上記認定判断を左右するものではない。

(4) そうすると、本件各取引は一連計算をすることができ、被控訴人の消滅時効の抗弁について判断するまでもない。

4 争点4（本件各特約に基づく期限の利益の喪失後は遅延損害金の発生を前提として引直し計算を行うべきであるか否か）について

(1) 前提事実(3)及び(4)のとおり、本件契約1には、被控訴人が本件各契約に基づく債務の履行を怠ったときは、被控訴人は控訴人からの通知催告がなくとも控訴人に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失する旨の本件各特約が付されていたところ、被控訴人は、借入金の一部につき平成15年9月29日及び平成16年3月1日までにそれぞれ支払うべき義務があったにもかかわらず、それらの弁済を怠ったものであるから、各日の経過をもって、それぞれ期限の利益を喪失したといえることができる。

(2) 被控訴人は、弁済期日に遅れた回数は2回しかなく、いずれも1日しか遅れていないこと、期限の利益の喪失の後も、控訴人は、被控訴人に対し、遅延損害金ではなく利息として充当したことを前提とする計算により算出される残高を前提として本件各取引を継続してきたことなどからすれば、控訴人は被控訴人に期限の利益を再度付与したといえることができ、または、本訴に至って期限の利益の喪失を主張することは信義則に反すると主張する。

そこで検討するに、証拠（甲1ないし3、乙2、4）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、被控訴人が平成15年9月29日の経過により期限の利益を喪失した後も、被控訴人に対し、元本や遅延損害金の一括弁済を求めた

り、毎月の最低支払うべき金額に遅延損害金を上乗せした金額を支払うことを求めたりすることなく、新たな貸付けを行っていたこと、控訴人は、被控訴人が期限の利益を喪失した後も、それ以後常に遅延損害金が発生しているという取扱いをせず、被控訴人の弁済が約定の弁済期日に遅れた場合に限りその遅れた日数についてのみ遅延損害金を発生させる取扱いをしていたことが認められる（平成15年10月29日の時点において、被控訴人は、既に期限の利益を喪失していたが、控訴人は、遅延損害金は発生していないものとしている。控訴人が、被控訴人に対し、この計算のとおり充当したことを示したことは、本件契約2契約書記載の残元本の額と計算が一致することから、明らかである。）が、借主が期限の利益を喪失した場合、元金の一括弁済を求めるか、それとも元金の分割弁済を受領し続けるかは、貸主が自由に決定することができる事項であるから、それだけで控訴人が被控訴人に対し期限の利益を再度付与したとはいうことはできず、また、控訴人において被控訴人が本件各特約により期限の利益を喪失したと主張することがおよそ信義則に反するということはできない。

もっとも、控訴人が、被控訴人が期限の利益を喪失した後も、常に遅延損害金が発生しているという取扱いをせず、被控訴人の弁済が約定の弁済期日に遅れた場合に限り、その遅れた日数についてのみ遅延損害金を発生させる取扱いをしていたことは、上記のとおりであるから、その範囲を超えて、期限の利益の喪失の後には、元金全体について遅延損害金を発生させるべきである旨の主張をすることは、控訴人自身の従前の行動と相反し、信義則に反するというべきである。そうすると、上記弁済期日に遅れた日数に限り、遅延損害金の発生を前提として引き直し計算を行うのが相当である。

5 上記1ないし4に従って引直し計算をすると、別紙計算書のとおりとなる。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求を全部認容した原判決は相当であって、本件

控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 内 野 俊 夫

裁判官 渡 邊 哲

裁判官 北 島 睦 大